

高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用に係る申告書

令和 年 月 日 大阪市長	納税義務者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
		氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	フリガナ

大阪州市税条例附則第 条第 項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在								
居住者	区分	☐ 65歳以上 ☐ 要介護又は要支援認定を受けている ☐ 障がい者						
	氏名			年齢	歳			
家屋番号			種類					
床面積		m ²	人の居住の用に供する部分の床面積（貸家部分を除く）	m ²				
居住安全改修工事が完了した年月日		令和 年 月 日	建築年月日	昭和 平成 年 月 日 令和				
居住安全改修工事に要した費用		円	政令附則第 条第 項に規定する補助金等	円				
居住介護住宅改修費		円	介護予防住宅改修費	円				
備考（居住安全改修工事が完了した日から3月以内に提出することができなかった場合は、その理由）								
※処理	台帳異動	評価異動	提出書類等	※決裁	令和 年 月 日	課長代理	係長	係員

※印の欄は、記載しないでください。

- （注1）申告書には必要書類を添付してください。（必要書類については裏面をご参照ください。）
- （注2）□には、該当する項目すべてにレ印を記入してください。
- （注3）申告書を提出する日が、当該バリアフリー改修完了年月日から3か月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。
- （注4）居住者の方は上記所在にある家屋に、住民登録されている必要があります。
- （注5）減額の適用を受けようとする家屋が、賃貸住宅である場合は減額を適用することができません。

申告書に添付する必要書類

- 1 納税義務者の方の住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）
（注）市外居住者の場合に限りです。
- 2 次のア、イのいずれか
ア 被保険者証の写し（要介護認定又は要支援認定を受けておられる方）
イ 障害手帳の写し（障がい者の方）
- 3 次のア、イのいずれか
ア 改修工事の内容及び費用の額が50万円を超えることが確認できる書類（工事請負契約書等）、改修工事が行われた箇所を撮影した写真及び工事費を支払ったことを確認できる領収書
イ 建築士・登録住宅性能評価機関・指定確認検査機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する改修工事が行われたことを証する書類
- 4 補助金や介護保険からの給付を受けたことを確認できる書類（高齢者住宅改修費給付支給決定通知書、介護保険給付費等支給決定通知書等）
（注）補助金や介護保険からの給付を受けた場合に限りです。

対象となるバリアフリー工事について

- 1 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 2 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限りです。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
ア 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
イ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
ウ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
エ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
ア 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
イ 便器を座便式のものに取り替える工事
ウ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含みます。）
- 7 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
ア 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
イ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
ウ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事